

--	--	--	--	--	--	--	--	--

### 特定動産包括契約特約条項

#### 第1条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、下欄記載の条件に合致するすべての物件とします。

(以下は記載事項の標準的な例です。実際の引受けに際しては、引受けの実態に合わせて記入してください。)

ノートパソコン、冷蔵庫、電子レンジ、プリンター、カメラ

(2) (1) の規定にかかわらず、別表に該当する物件は、保険の対象に含まれません。

(3) 保険契約者は、保険契約締結に際し、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の始期に存在する保険の対象について、次に掲げる事項を記載した明細書を当会社に提出するものとします。

- ① 保険の対象の名称およびその数量
- ② 第2条（保険の対象の価額）の規定による保険の対象の価額

#### 第2条（保険の対象の価額）

(以下は記載事項の標準的な例です。実際の引受けに際しては、引受けの実態に合わせて記入してください。)

この保険契約における保険の対象の価額は、下欄のとおりとします。

##### <例1>

保険の対象の取得価格に取得時からの経過年数に従い、次の残価率を乗じて得た額		
経過年数	1年未満	・・・・・ 残価率 100%
〃	1年以上2年未満	・・〃 80%
〃	2年以上3年未満	・・〃 60%
〃	3年以上	・・・・・〃 40%

##### <例2>

被保険者の固定資産台帳に記載された帳簿価額に基づく時価評価額

#### 第3条（保険金額）

(1) この保険契約の保険金額は、すべての保険の対象に対し、一括して設定するものとし、第2条（保険の対象の価額）に定める保険の対象の価額の合計額とします。

(2) 保険期間の中途において、保険の対象が追加もしくは除却され、または保険の対象の価額が増額もしくは減額した場合は、この保険金額は自動的に調整されるものとします。

#### 第4条（保険価額）

--	--	--	--	--	--	--	--

- (1) 動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険価額）の規定にかかわらず、この保険契約における保険価額は、損害が発生した時における第2条（保険の対象の価額）に定める保険の対象の価額とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、損害が発生した時において、それまでに生じた未修理の損傷がある等の事情により、保険の対象の実際の価額が第2条（保険の対象の価額）の規定による保険の対象の価額よりも著しく低い場合は、その時の保険の対象の状況を考慮して決定した価額を保険価額とします。

### 第5条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約の締結に際して、別に定める暫定保険料を支払うものとします。
- (2) 普通約款第10条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領収前」とあるのは、「暫定保険料領収前」と読み替えます。

### 第6条（保険の対象の追加または除却およびこれらの通知）

- (1) 被保険者が、保険期間中に第1条（保険の対象の範囲）(1)の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合は、その物件は自動的にこの保険契約の保険の対象に含まれるものとし、同条(1)に規定するものに該当しなくなった場合は、その時点をもって、その物件は保険の対象から除かれるものとします。
- (2) (1)の規定により保険の対象に追加され、もしくは保険の対象から除かれた場合または保険の対象の改良、一部廃棄等の理由により第2条（保険の対象の価額）の規定による保険の対象の価額が保険期間中に増額し、もしくは減額した場合（以下これらの場合を総称して「変更」といいます。）は、保険契約者は、その物件について、次の事項を変更が発生した日の属する月の翌月の保険証券記載の通知締切日までに当会社に通知するものとします。
- ① 名称等変更した物件を特定する事項
  - ② 変更の日
  - ③ 第1条（保険の対象の範囲）(3)②に掲げる事項
- (3) (2)に規定する保険の対象の追加または増額の通知について遅滞または脱漏があった場合は、当会社はその物件（増額した場合はその増額にかかる部分）に生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかつたことを立証した場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)に規定する通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険契約の終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を当会社に支払うものとします。

### 第7条（保険料の精算）

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 当会社は、保険の対象について、下欄記載の保険料算出式に従って算出したものを確定保険料とし、これと第5条(暫定保険料)(1)の暫定保険料を比較して、保険期間の満了日の属する月の翌月末日までにその差額を保険契約者に返還または請求します。

保険期間 の始期に おける保 険金額	保険期間の中途中に おいて取得または 増額した保険の対 象の価額(増額に ついてはその増加 額)に未経過月数 (注1)を12で除 したものに乗じた ものの合計額	保険期間の中途において除かれ、 または減額した保険の対象のう ち、第6条(保険の対象の追加ま たは除却およびこれらの通知) (2)に基づき当会社に通知され た保険の対象の価額(減額につい てはその減少額)に未経過月数(注 2)を12で除したものに乗じたも のの合計額	所定の保険料率	= 確定保険料

(注1) この場合の「未経過月数」とは、保険の対象を取得または増額した時から保険期間の満了時までの月数をいい、その期間に1か月未満の端日数がある場合は、これを切り上げるものとします。

(注2) この場合の「未経過月数」とは、保険の対象から除かれたり減額した時から保険期間の満了時までの月数をいい、その期間に1か月未満の端日数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(2) (1)にかかわらず、この保険契約が解除され、または失効した場合は、解除または失効の時に確定保険料と暫定保険料の精算を行います。

(3) 保険契約者は、(1)の請求を受けた場合は、保険証券記載の精算開始日までにその全額を払い込まなければなりません。

## 第8条(最低保険料)

第7条(保険料の精算)の規定に基づき算出した確定保険料が暫定保険料の20%に相当する額を下回る場合は、暫定保険料の20%に相当する額を確定保険料とします。

## 第9条(帳簿の閲覧)

当会社は、いつでも、保険契約者または被保険者の帳簿その他の保険の対象にかかる書類を閲覧することができます。

## 第10条(準用規定)

(1) 普通約款第19条(保険金額の調整)の規定にかかわらず、保険金額が保険価額を超えていることをもってこの保険契約を取り消す、または保険金額の減額を請求すること

--	--	--	--	--	--	--	--	--

はできません。

(2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表（第1条（保険の対象の範囲）（2）関係）

- ① 不動産または不動産に準ずる物件
- ② 航空機または船舶（ヨット、モーターボートおよび水上バイクを含みます。）
- ③ 自動車、自動三輪車、自動二輪車または原動機付自転車。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する登録、車両番号の指定または市区町村長から標識の交付を受けていない建設・土木・荷役・農業・鉱業用耕工作車を除きます。
- ④ 鉄道事業者の使用する鉄道車両
- ⑤ 工場内の据付け機械
- ⑥ 組立中の機械
- ⑦ 家財一式
- ⑧ 海上輸送を主とする物件
- ⑨ 水中、水上、地中または空中を主たる保管場所または使用場所とする物件。ただし、海洋機器（水中または水上で使用することを目的に作られた潮流計、水温計その他これらに類する測定機器をいいます。）および無人ヘリコプターを除きます。
- ⑩ スキー・スケート用品（スノーボード用品を含みます。）、ゴルフ用品、テニス用品または釣り具
- ⑪ タクシーチケット
- ⑫ 陸上構築物または海洋構築物
- ⑬ 動物または植物
- ⑭ コンタクトレンズまたは眼鏡
- ⑮ 携帯電話または移動電話
- ⑯ 自転車
- ⑰ ゴルフネット
- ⑱ 栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置
- ⑲ 海上に所在する設備装置
- ⑳ 猛銃
- ㉑ エネルギー関係機器のうち、次のいずれかに該当する物件
  - ア. 次の場所に所在する物件
    - (ア) 電気事業者（電気事業法に規定する電気事業者をいいます。以下同様とします。）が占有する発電所、変電所、開閉所その他これらに類する施設
    - (イ) 電気事業者以外の者が占有する発電所、変電所、開閉所で次の設備容量に該当する施設

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- a) 発電所：最大出力 500KW 以上
  - b) 変電所：主要変圧器の定格容量合計 1,000KVA 以上
  - c) 開閉所：電圧 20,000V 以上
- イ. 設置場所にかかわらず次の定格出力以上の単体機器
- (ア) 交流発電機、変圧器 500KVA
  - (イ) 直流発電機、回転変流機、整流器 500 KW
  - (ウ) 電動機、無停電装置 37 KW
- ②② ボイラー。ただし、労働安全衛生法施行令の規定により「性能検査」を必要とするものに限ります。
- ②③ 試作品（プロトタイプ）、過去の製作実績がない物件
- ②④ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物。ただし、情報メディア等担保特約条項が付帯されている場合を除きます。
- ②⑤ 次の物件

--